

III 庭園の価値

第1節 文化財の指定

名称：旧益習館庭園きゅうえきしゅうかんでいえん

所在地：兵庫県洲本市山手三丁目17番1、17番2、703番5、703番10

指定種別：名勝

指定年月日：平成31年（2019）2月26日

指定基準：一.公園、庭園

告示：文部科学省告示第21号

所有者名：洲本市

説明文：旧益習館庭園が所在する洲本は淡路島の中心部東岸に位置する旧城下町で、17世紀前半に整備された町割が現在までよく残っている。旧益習館庭園の敷地は旧城下町外町地区の下屋敷筋の近くにある。この辺りは徳島藩筆頭家老であった稲田氏やその家臣の屋敷が並ぶ武家居住区域であった。

旧益習館庭園は稲田氏の別荘せいそう「西荘」に造られた庭園をその始まりとする。この地は曲田山まがたやま（標高約55.8m）の北裾にあたり、城下町を整備する際にここから石を切り出し、町の完成後にその跡地を別荘として整備したものと考えられている。旧城下町下屋敷筋周辺には、旧益習館庭園のほかにも江戸時代の武家の庭園を起源とするものがいくつかあり、この地区の武家の屋敷に当時多くの庭園が造られたことがうかがえる。それらはどれも曲田山の北裾を利用して、山の岩盤を庭園景観の要素として取り入れており、それぞれが独立した庭園でありながら全体としてみると一種の連続性が見てとれる。

江戸時代の西荘には頼山陽らいざんよう（1781～1832）や浦上春琴うらがみしゅんきん（1779～1846）等の文人墨客が訪れており、その頃の様子は19世紀半ばに齋藤崎庵さいとうきあん（1805～83）によって描かれた西荘の絵画（個人蔵）からもうかがうことができる。その絵には曲田山、複数の巨岩、池泉、二棟の建物、マツ類やタケ類等の植物が見え、建物の中では何人かの人が話をしたり、笛を吹いたりしている。現在の旧益習館庭園の状況と比較すると、池泉の大きさ等は異なるものの基本的な景観の要素は変わっていないことがわかる。長らく稲田氏の別荘であった西荘は、嘉永7年（1854）に稲田氏の私塾が移設されて「益習館」となったが、明治3年の騒乱によって建物が焼失する。その後は個人の所有するところとなり、明治末期から大正期にかけて新たな建物の建築や庭園の改修が行われた。昭和30年代に再び所有者が変わったが、平成25年に洲本市に寄贈され、現在は洲本市が管理している。

旧益習館庭園は、石切場の跡地に造られ、そこにある巨岩を景観の主要な要素としている。ところどころ岩盤が露出する曲田山を背に設けられた園池の山側部分に複数の巨岩が並び、そのうち最も大きなものは幅が約5.8m、高さは約4mある。これらの巨岩には石材切り出し時の矢穴が残っていることから、ここがかつて石切場として利用されていたことがわかる。曲田山からの流水を水源とする園池の手前には明治末期から大正期にかけて建築された書院が建つ。また、書院と園池の間には飛石が打たれているが、これも近代以降に整備されたものである。植栽は、園池周辺はカエデ類が中心で、山腹より上部は、現在はクスノキやアラ

カシ等の常緑樹が多くなっている。また池畔から見て左手奥には、かつて洲本城があった三熊山^{みくまやま}を望むことができる。

発掘調査等から、園池の一部埋め立て、書院の新築等、江戸時代の状況から変わっている部分があることがわかったが、曲田山、巨岩、園池を要素とする空間構成は大きくは変化していない。

以上のように、旧益習館庭園は、江戸時代に石切場跡を整備して造営された庭園を始まりとし、複数の巨岩が並ぶ独特の景観を特徴とする。淡路島には江戸時代の武家の庭園を起源とする庭園がいくつかあるが、旧益習館庭園はそのなかでも代表的なものであり、この地域における庭園文化の広がりを示す事例と言える。芸術上及び観賞上の価値、日本庭園史における学術上の価値は高く、名勝に指定し保護を図るものである。

表III-1 文部科学省告示第21号（「官報」号外第36号 平成31年〔2019〕2月26日）

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定により、次の表に掲げる記念物を名勝に指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成三十一年二月二十六日

文部科学大臣 柴山 昌彦

名称	所在地	地域
旧益習館庭園	兵庫県洲本市山手三丁目	十七番一、十七番二、七〇三番五、七〇三番一〇

第2節 本質的価値の総括

本庭園は江戸時代に曲田山北裾の石切場跡を利用して造営された武家屋敷を始まりとし、徳島藩筆頭家老稲田氏の私塾学問所を移して「益習館」と称された。明治維新後に城下が混乱する中、庚午事変によって建造物群は焼失するも巨岩が並ぶ独特の庭園景観や空間構成は継承され、個人の所有となって近代に再び隆盛を迎えた。以下に、本庭園の本質的価値を独自性、歴史性、時代性、地域性の4点に基づき総括する。

○ 山裾の荒々しい石切場跡を整え庭園化した特徴ある景観【独自性】

近世に稼働していた曲田山北裾の石切場跡を利用して作庭された庭園で、庭園内の岩石に残る矢穴・矢跡がその名残を見せる。敷地は淡路島南部を横断する和泉層群の砂岩や礫岩の産出地上にあり、露頭した岩盤と巨岩を庭園の骨格としている。湧水を利用して山裾に園池を穿ち、天然の巨岩を巧みに活かしつつ、迫力ある護岸や滝石組を整え、山裾から背景の曲田山山頂までの奥深い景を形成している。荒々しい石切場跡そのものを庭園空間としてまとめ上げた独自性のある景観である。

○ 大きな変遷を経るものの良好な立地と特徴ある景観により守り続けられた庭園【歴史性】

本庭園は徳島藩筆頭家老稲田氏の別荘「西荘」に造られた庭園を起源とし、その後、私塾学問所を移して「益習館」と称された。明治維新後の庚午事変では襲撃を受け、歴史の舞台となったところである。建造物群は焼失するものの、庭園の基本的な景観の要素は近世のまま残され、近代に所有者が変わっても守り続けられた。

「稲田氏西荘図」からは、庭園と連続性を持った平屋の座敷と望楼のような建物2階からの俯瞰的な観賞、山腹の四阿から庭園にとどまらず城下や海まで見渡す眺望の各視点場をうかがい知ることができる。それらは近代になっても平屋の書院、2階建の洋館、回遊式に改修された高台の視点場として引き継がれ、近世の空間構成や意図をそのまま継承し、現在まで守り続けられた庭園である。

○ 和館と洋館が併置され社交の場になったと考えられる近代庭園【時代性】

現在は洋館が存在しないものの、近代には伝統的な和館と新しい文化受容の象徴としての洋館が併置されており、和館と洋館は共に接遇の場として利用されたと考えられる。また、巨大な山燈籠は素封家としての趣向が感じられるとともに近代庭園に多く見られる特徴を表している。三熊山の城跡を遠景に、曲田山山林を背景として取込み、岩盤を活かした自然感のある庭園は近世の景観を踏襲しつつ、近代の自然趣味につながるものである。それらを観賞する広間前の平庭は大寄せが可能な広がりを持っており、近代に社交の場になったと考えられる時代的な特徴を持つ庭園である。

○ 洲本城下町の下屋敷に残る庭園群の中核をなす庭園【地域性】

洲本城下町は三熊山麓の洲本城を中心に、北裾に城館や上級藩士の屋敷が並び、三熊山の西に位置する曲田山の北裾には稲田氏家臣団の下屋敷が並んでいた。本庭園は外町地区の武家居住区域の下屋敷筋の近くに立地する。周辺には「改正洲府細見図」にも記載されている稲田氏家臣の武家屋敷を起源とする庭園が本庭園以外に3庭園並んで残されている。

庭園の立地、材料には共通性があり、湧水を利用して山裾に園池を設け、それぞれが独立した庭園でありながらも全体として連続性を持つ。下屋敷庭園群は全国的にも貴重な事例と言え、この地域における庭園文化の広がりを示すものであり、本庭園はその中でも中核をなす庭園である。